

1. どのような放送サービスですか？
 ・視聴制御（スクランブル）をかけて対象地区を限定した放送です。
 ・実施期間が2015年3月末までに限定された放送です。
 ・視聴できる番組はNHKおよび地域民放と同系列の東京の放送局の番組です。

特集 地デジの準備、お急ぎください!



アナログ放送は、7月25日午前0時に、すべての放送が終了します。現在は、通常番組の画面上に終了日までのカウントダウンなどを表示し、定期的にお知らせ画面が短時間挿入されます。7月24日正午からテレビ画面が青色になるお知らせ画面に移行し、午前0時をもって停波し、このあとは映りません。

そのため、それまでに地上デジタル放送を視聴するための準備をしないと、テレビを見ることができなくなります。地上デジタル放送を視聴するには、新たにデジタルテレビを購入するほか、アナログテレビに地上デジタル放送用チューナー等を取り付ける方法があり、いずれもUHFアンテナが必要です。

デジタル化の準備にあたり、「何をすればよいか分からない」「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」という方は、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）へお問い合わせください。

問い合わせ／デジサポ埼玉（☎048・610・8080）、または企画課（☎581・2121内線362）へ。

【地デジ難視対策衛星放送の利用について】

地デジ難視対策衛星放送は、アナログ放送から地上デジタル放送への移行により、テレビを視聴できないという事態を回避するため、暫定的に衛星放送を利用して地上デジタル放送の番組をご覧いただくものです。

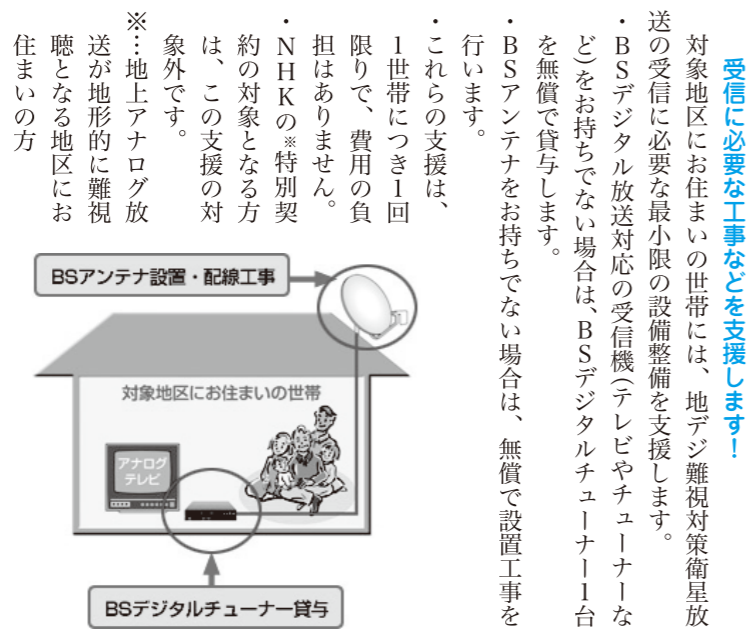
対象は、アナログ放送が視聴できている方で、アナログ放送が終了する7月24日までに、地上デジタル放送を受信できない方です。対策が実施されるまでの間、それまで視聴していたアナログ放送に相当する放送をご覧いただくこととなります。また、NHKのアナログ難視地区についても利用の対象（NHKの放送番組のみ視聴可能）となります。

現在、この放送を利用できる地区は、総務省ウェブサイト（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/div/dashu/whitelis/index.html）の「地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」として公表されています。

2. BSデジタル放送の受信環境が整っていない世帯には、受信に必要な工事などを支援します！

対象地区にお住まいの世帯には、地デジ難視対策衛星放送の受信に必要な最小限の設備整備を支援します。

- ・BSデジタル放送対応の受信機（テレビやチューナーなど）をお持ちでない場合は、BSデジタルチューナー1台を無償で貸与します。
- ・BSアンテナをお持ちでない場合は、無償で設置工事を行います。



問い合わせ／地デジ難視対策衛星放送受付センター（☎0570・08・2020）へ。

【テレビのデジタル化工事を装った詐欺にご注意ください!!】

これまでに、総務省や公的機関を装い、地上デジタル放送受信のための不当な工事代金の先払い請求や勧誘な

地デジQ&A

Q 地上デジタル放送を見るためには何が必要ですか？

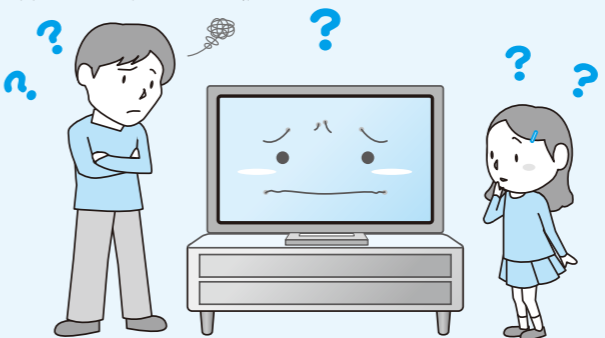
A 地上デジタル放送の受信には、地上デジタル放送対応テレビが必要です。また、地上デジタル放送に対応していないテレビでも、地上デジタルチューナーを取り付けることで視聴できます。

※いずれも、UHFアンテナが必要です。

Q デジサポは、どんなことを行おうのですか？

A デジサポでは、テレビ受信者の皆さんが円滑に地上デジタル放送に移行できるよう、デジタル化対応に関する相談や支援、調査等、地域に密着した受信者支援を行います。

具体的には、受信施設のデジタル化対応にあたり、技術的・専門的な相談や受信方法などの助言を行います。また、混信や難視により受信ができない場合は、受信状況の調査を行います。調査結果は、相談対応に反映するほか、放送事業者などの関係機関に対して、対策の検討を要請し、受信環境の改善を促します。



どの情報が、総務省や、関係機関に寄せられています。国の関係機関が、地上デジタル放送受信のための工事の案内を行ったり、工事を受け付けたりすることはなく、またその費用を請求することはありません。

地上デジタル放送の受信に関して、疑わしい工事の勧誘を受けた場合や、身に覚えのない工事代金の請求を受けた場合は、すぐに支払わず、お近くの総合通信局、警察署、消費生活センターなどへご相談ください。



- ### 【地デジに関する問い合わせ先】
- ・地デジ全般に関すること／デジサポ埼玉（☎048・610・8080）へ。
 - ・地デジチューナー支援に関すること／総務省地デジチューナー支援実施センター（NHK放送受信料全額免除世帯の方☎0570・033840、市町村民税非課税世帯の方☎0570・023724）へ。
 - ・地デジ放送視聴可能エリアに関すること／社団法人デジタル放送推進協会（☎0570・07・0101）へ。
 - ・各地域の総合通信に関すること／関東総合通信局（☎03・6238・1944）へ。
 - ・家電に関すること／全国電機商業組合（☎0570・010186）へ。
 - ・悪質商法などに関すること／国民生活センター「消費者ホットライン」（☎0570・064・370）へ。